

資料提供(投げ込み) 令和5年3月28日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

令和4年度に修正した津市地域防災計画の内容について

津市地域防災計画の内容を修正することが決定しましたので、下記のとおりその要旨を公表します。

記

1 概要

本市では、近年の大規模災害の教訓を反映させる等、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう継続した見直しを行っています。

令和4年度は、令和4年3月に策定した津市備蓄計画の内容に伴う修正、同じく令和4年3月に策定した津市広域避難計画の内容に伴う修正を行うため、令和4年11月2日開催の令和4年度第1回津市防災会議で当該計画の修正案を提示しました。

その後、防災会議委員やパブリックコメント手続により寄せられた意見等に対する検討の結果を加え、令和4年度修正案として取りまとめ、災害対策基本法第42条の規定に基づき、書面会議により開催した令和4年度第2回津市防災会議で審議、決定しました。

2 主な修正内容

(1) 津市備蓄計画の策定に伴う対応

現行の津市地域防災計画において、食料、生活必需品等の備蓄計画を策定することとしており、三重県が令和3年5月に改定した三重県備蓄・調達基本方針に基づき、食料、生活必需品のほか、本市独自の感染症対策と避難所運営資機材を含めた災害用備蓄に係る基本的な考え方を定めた津市備蓄計画を令和4年3月に策定したことから、当該計画に基づき、災害時に必要となる備蓄対策について記載しました。

(2) 津市広域避難計画の策定に伴う対応

南海トラフを震源とする地震による津波発生時には、津波浸水予測地域外の指定避難所に多くの市民等の避難が想定されます。本市では、広域な面積を有する地域特性をいかした広域避難に係る基本的な考え方を定めた津市広域避難方針に基づき、津波発生時の避難施設や自動車避難施設、避難者の移送体制の確保等、広域避難のための対策を定めた津市広域避難計画を令和4年3月に策定したことから、当該計画に基づき、迅速かつ円滑な広域避難の実施について記載しました。

(3) 住民自らによる避難行動計画の作成推進に伴う対応

台風接近時等の大雨による河川氾濫等に備えて、住民は日頃からハザードマップ等で洪水リスクを確認するとともに、事前に必要な防災行動をまとめた「マ

イ・タイムライン」の作成等、一人ひとりの避難行動計画の作成に努めることについて記載しました。

(4) その他最近の施策の進展等を踏まえた対応

津波による浸水が予測される香良洲地域に、国・県との連携の下、公共事業の排出土を有効活用した高台を造成し、平時には公園として、また、津波災害時には逃げ遅れた方などの一時避難場所（指定緊急避難場所）として活用できる香良洲高台防災公園の整備について、また、頻発する線状降水帯による大雨災害の被害軽減のため、線状降水帯による大雨発生の可能性が高い場合に、気象庁において令和4年6月1日から情報提供が開始されている線状降水帯の発生予測についてそれぞれ記載しました。

(5) 洪水予報の種類と概要について

令和4年度から氾濫危険情報も予測で発表することとなったため、基準点の水位が急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に達したときに発表される旨、修正のうえ、記載しました。

(6) 長周期地震動について

令和5年2月1日から、緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級を追加したことに伴い、新たに長周期地震動階級に関する記載及び長周期地震動階級関連解説表を記載しました。

※なお、津市地域防災計画については、津市ホームページからご覧いただけます。